

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

公共 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）長良川系No.1・2汚水ポンプ（再構築）工事（債務）に関する一般競争入札公告

公共 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）長良川系No.1・2汚水ポンプ（再構築）工事（債務）について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲載しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和3年8月16日

岐阜県流域浄水事務所長 酒井 友幸

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第102-PE-18・102-PM-20号
工事名 公共 社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）長良川系No.1・2汚水ポンプ（再構築）工事（債務）（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 各務原浄化センター 各務原市前渡西町地内
- (3) 工事概要 長良川系汚水ポンプ機械・電気設備の再構築
No.1、2汚水ポンプ 2台
汚水ポンプ用電動機 2台
逆止弁、電動吐出弁 各2台
現場操作盤 1面
補助継電器盤機能増設 一式
- (4) 工期 令和5年2月28日限り
- (5) 予定価格 176,950,400円(消費税及び地方消費税を含む)
- (6) 低入札価格調査制度 有
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、技術資料の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型①）の工事です。
- (11) 本工事は、建設業における人材の確保・育成や職場環境改善等の支援を目的とする人材育成型総合評価落札方式の試行工事です。

2 入札参加資格

本工事は、単体又は2者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とします。

(1) 単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（機械器具設置工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
機械器具設置工事業・総合点数700点以上	
施工実績に関する条件	
平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。）。 ただし、当該実績が国（地方共同法人日本下水道事業団を含む）及び岐阜県が発注した工事にあつては工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ① 国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、都道府県又は市町村が発注した完成引き渡しの済んでいる上下水道施設における機械器具設置工事で工事費 8,900万円以上（修繕工事を除く）の施工実績	

配置技術者に関する条件	<p>本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア又はイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和4年9月26日）には、主任技術者及び監理技術者にあつては次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、特例監理技術者は次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、監理技術者補佐を専任で配置すること。</p> <p>ア 技術士（機械部門）の資格を有する者であること。 イ 機械器具設置工事における監理（または主任）技術者の資格を有する者であること。 ウ 平成18年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、都道府県又は市町村が発注した上下水道施設における機械器具設置工事において、元請け人として工事費 5,400万円以上（修繕工事を除く）の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率が40%以上のものに限る。）。</p>
監理技術者に関する条件	本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件	岐阜県内に岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店を有すること。
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 (株) ニュージェック岐阜事務所
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

(2) 2者の共同企業体にて入札に参加する場合、結成は自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおりです。

【構成員の資格要件】

必要な建設業の許可	特定・一般（機械器具設置工事業）（全ての構成員）
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登録業種・総合点数	機械器具設置工事業・総合点数（代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）700点以上、その他構成員700点以上）
構成員の各々の出資比率	構成員が2者の場合は40%以上とする。
施工実績に関する条件	<p><代表構成員> 平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上のものに限る。）。</p> <p>ただし、当該実績が国（地方共同法人日本下水道事業団を含む）及び岐阜県が発注した工事にあつては工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、都道府県又は市町村が発注した完成引き渡しの済んでいる上下水道施設における機械器具設置工事で工事費 8,900万円以上（修繕工事を除く）の施工実績 <p><その他構成員> ・平成18年度以降申請期限日までに、元請けとして機械器具設置工事を自ら施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る）</p>
配置技術者に関する条件	<p><代表構成員> 本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア又はイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和4年9月26日）には、主任技術者及び監理技術者にあつては次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、特例監理技術者は次の基準（ア及びウ又はイ及びウ）を満たし、かつ、監理技術者補佐を専任で配置すること。</p> <p>ア 技術士（機械部門）の資格を有する者 イ 機械器具設置工事における監理（または主任）技術者の資格を有する者 ウ 平成18年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、都道府県又は市町村が発注した上下水道施設における機械器具設置工事において、元請け人として工事費 5,400万円以上（修繕工事を除く）の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐とは別に</p>

追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く(共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率4

<その他構成員>

本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準(ア又はイ)を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和4年9月26日)には、主任技術者及び監理技術者にあつては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあつては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 技術士(機械部門)の資格を有する者

イ 機械器具設置工事における監理(または主任)技術者の資格を有する者

監理技術者に関する条件	本工事は、特例監理技術者の配置を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件	共同企業体の構成員のうち1者は岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店を岐阜県内に有する者であること。
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 (株)ニュージェック岐阜事務所
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住 所
入札担当課	岐阜県流域浄水事務所 総務課 管理調整係	058-386-8338 (内線122)	〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町1521
工事担当課	岐阜県流域浄水事務所 維持管理課 維持管理係	058-386-8338 (内線144)	各務原浄化センター 管理本館2階

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和3年8月16日(月)午前9時から 令和3年9月7日(火)午後4時まで	電子入札システムよりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和3年8月16日(月)午前9時から 令和3年8月30日(月)午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	各質問受付から5日以内 令和3年9月7日(火)午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和3年8月16日(月)午前9時から 令和3年8月23日(月)午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和3年8月25日(水)まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和3年9月6日(月)午前9時から 令和3年9月7日(火)午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和3年9月8日(水)午前10時から	電子入札システムによる 各務原浄化センター 管理本館2階 岐阜県流域浄水事務所
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和3年9月9日(木)午前9時から 令和3年9月10日(金)午後4時まで (ただし、別途提出の指示をした場合はこの限りではない)	工事担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は参加資格不適合通知書の通知日から起算して7日以内 (県の休日を含まない)	工事担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日以内(県の休日を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページによる 併せて入札担当課による閲覧

※紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送または電送によるものは受け付けません。(期日・期間は同じ)
注) 提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項」に記載しています。

5 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。

①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。

②技術資料で示された実績等により最大20点の加算点を与えます。

③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する方法です。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、別添「総合評価落札方式の内容」において明記しています。

(2) 評価項目

(ア) 施工能力に関する事項

- ・「トンネルにおける〇〇」の提案について【技術提案を求める場合のみ】
- ・「〇〇の品質向上」の提案について【技術提案を求める場合のみ】
- ・「〇〇の施工における安全対策」について【技術所見を求める場合のみ】

(イ) 企業能力に関する事項

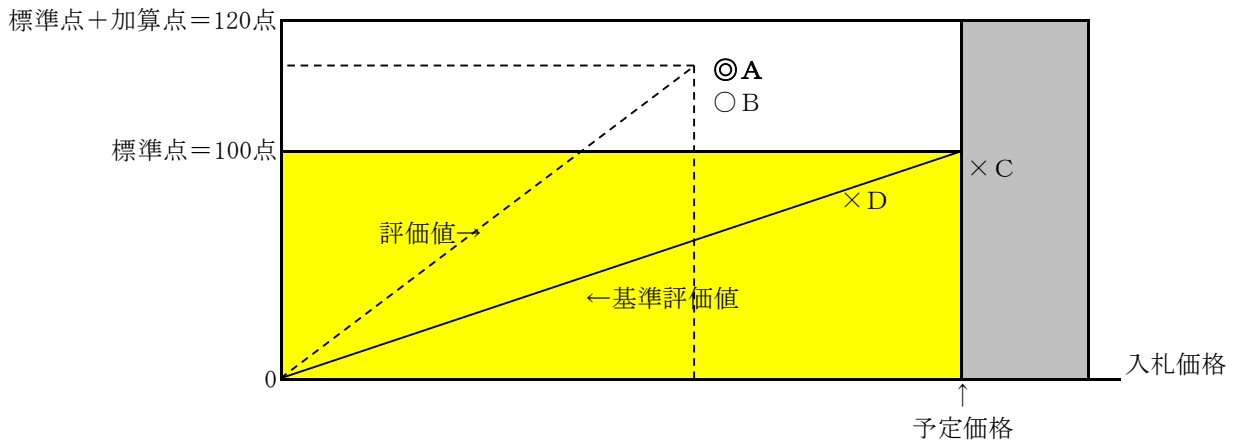
(ウ) 技術者の能力に関する事項

(エ) 地域要件に関する事項

別添 総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

①総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。



- A：落札者◎
B：非落札者（基準評価値を上回るが評価値（グラフの傾き）がAより低い）○
C：非落札者（予定価格を超過）×
D：非落札者（基準評価値を下回る）×

②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- 入札価格 ≤ 予定価格
- 最低限の要求要件（標準案の条件）を満たすこと。（標準点以上）
- 評価値 ≥ 基準評価値（a及びbを満たせば自動的にcは満たされる。）

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

- ①評価項目：（ア）施工能力に関する事項
（イ）企業能力に関する事項
（ウ）配置予定技術者の能力に関する事項
（エ）地域要件に関する事項

- ②評価指標：（ア）安全対策、主要資材、環境配慮及び技術所見により評価
※本工事について、安全対策、主要資材、技術所見は評価対象外です。
（イ）工事成績評定点、同種・類似工事施工実績、スタッフ数、優良工事施工者表彰歴、人材育成の取組により評価
（ウ）同種・類似工事施工経験、保有資格、継続教育により評価
（エ）営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、製作拠点、県内企業の活用率により評価

3 標準点及び加算点

- ①標準点：標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。
②加算点：評価基準に応じて点数を付与する。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

評価項目と配点

小項目	評価項目	簡易型①
施工能力	工程管理	
	安全対策	—
	主要資材	—
	品質管理	
	環境配慮	1
	技術所見	—
企業能力	工事成績評定点	2
	施工実績	1
	スタッフ数	1.5
	優良工事施工者表彰歴	1
	人材育成の取組	2
技術者能力	施工実績	1
	保有資格	1.5
	継続教育	0.5
地域要件	営業拠点	2
	災害協定参加等	2
	ボランティア活動	1
	近隣地域施工実績	1
	製作拠点	1
	新分野活動	—
	県内企業の活用率	1.5
計		20

○施工能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工程管理			
安全対策	設定なし	—	—
		—	—
		—	—
主要資材	設定なし	—	—
品質管理			
環境配慮	ISO認定取得の状況	ISO9000S並びに14001取得済	1
		ISO9000Sまたは14001取得済	0.5
		取得なし	0
技術所見	本工事については、技術所見の評価は行いません	十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、特に優れた工夫があると評価できるもの	—
		十分な記述があり、その内容も現場状況に即し具体的で、優れた工夫があると評価できるもの	—
		記述はされており、その内容も現場状況に即した標準的の工夫があると評価できるもの	—
		記述はされているが、その内容が現場状況に即した工夫が少なくあまり評価できないもの	—
		記述が少なく、その内容も現場状況に即しておらず一般的で、工夫がなく評価できないもの	—

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近5か年度以内に完成引渡し済の工事の工事成績評定点の平均点（岐阜県発注工事のみ対象） （工種限定あり）	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満または実績なし	0
同種（類似）工事施工実績	平成18年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期日までに完成引渡し済の工事の施工実績の有無（国（地方共同法人日本下水道事業団を含む）、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事のみ対象）※工事成績65点未満のものは実績として認めない。	同種工事の実績あり 同種：元請けとして、国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、岐阜県及び岐阜県内市町村が発注した完成引き渡しの済んでいる下水道施設における機械器具設置工事で18,000万円以上（修繕工事を除く）の施工実績（10割） 類似工事の実績あり 類似：元請けとして、国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、岐阜県及び岐阜県内市町村が発注した完成引き渡しの済んでいる下水道施設における機械器具設置工事で14,000万円以上（修繕工事を除く）の施工実績（7.5割）	1
		上記実績なし	0.5
		上記実績なし	0
スタッフ数	常勤雇用の従業員数並びに国家資格「技術士（機械部門）」を有する技術者数	常勤雇用の従業員数15名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1.5
		常勤雇用の従業員数10名以上並びに国家資格を有する技術者数5名以上	1
		常勤雇用の従業員数10名以上又は国家資格を有する技術者数5名以上	0.5
		常勤雇用の従業員数10名未満並びに国家資格を有する技術者数5名未満	0
優良工事施工者表彰歴	直近5か年度以内の岐阜県優良施工者表彰歴の有無 （工種限定あり）	部長表彰歴あり 現地機関の長（公共建築課長、住宅課長、畜産振興課長、家畜防疫対策課長、里川振興課長、恵みの森づくり推進課長を含む）による表彰歴あり（※）	1
		表彰歴なし	0.5
		表彰歴なし	0
人材育成の取組	ぎふ建設人材育成リーディング企業への認定状況	ゴールド認定あり	2
		シルバー認定あり	1.5
		ブロンズ認定あり	1
		上記以外	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成18年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期日までに完成引渡し済の工事の施工実績の有無（国（地方共同法人日本下水道事業団を含む）、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事のみ対象）（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人として従事した実績）※工事成績65点未満のものは実績として認めない。	同種工事の実績あり 同種：元請けとして、国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、岐阜県及び岐阜県内市町村が発注した完成引き渡しの済んでいる下水道施設における18,000万円以上の機械器具設置工事（修繕工事を除く）において主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人として従事した実績（10割） 類似工事の実績あり 類似：元請けとして、国（地方共同法人日本下水道事業団含む）、岐阜県及び岐阜県内市町村が発注した完成引き渡しの済んでいる下水道施設における12,000万円以上の機械器具設置工事（修繕工事を除く）において主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人として従事した実績（6.5割）	1
		上記実績なし	0.5
		上記実績なし	0
保有資格	主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の保有する資格	技術士（機械部門）かつ機械器具設置工事における監理技術者証を有する者	1.5
		技術士（機械部門）	1
		機械器具設置工事における監理技術者証を有する者	0.5
		上記以外	0
継続教育（CPD）の取組状況	主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の直近3か年度以内*の各団体が発行するCPDの単位取得合計数〔単位＝ユニット〕	20単位以上の取得あり	0.5
		10単位以上の取得あり	0.25
		10単位未満の取得あり、又は取得なし	0

* 新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による受講機会の減少のため、継続教育（CPD）の対象期間を当面の間「2か年度以内」を「3か年度以内」とする。

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	単体で参加の場合 ・流域浄水事務所管内（※注）に本店あり JVで参加の場合 ・代表構成員が流域浄水事務所管内（※注）に本店あり ・代表構成員が流域浄水事務所管内（※注）に支店・営業所あり、かつその他構成員が流域浄水事務所管内（※注）に本店あり	2
		単体で参加の場合 ・流域浄水事務所管内（※注）に支店・営業所あり JVで参加の場合 ・代表構成員が流域浄水事務所管内（※注）に支店・営業所あり ・代表構成員が流域浄水事務所管内（※注）に支店・営業所なし、かつその他構成員が流域浄水事務所管内（※注）に本店あり	1
		上記以外	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定に限る）に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定（農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く）又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0.5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動	直近2か年度以内*の活動の有無	岐阜県内での実績あり	1
		岐阜県内での実績なし	0
近隣地域施工実績	平成28年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って5か年度）以降申請期日までに完成引渡しの済んだ近隣地域での施工実績（国（地方共同法人日本下水道事業団を含む）及び岐阜県発注工事のみ対象）	岐阜県内での施工実績あり	1
		岐阜県内での施工実績なし	0
製作拠点	県内自社製作工場の有無	単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場あり JVで参加の場合、代表構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	1
		JVで参加の場合、その他構成員が岐阜県内に自社製作工場あり	0.5
		単体で参加の場合、岐阜県内に自社製作工場なし JVで参加の場合、全ての構成員が岐阜県内に自社製作工場なし	0
新分野活動	設定なし	—	—
		—	—
県内企業の活用率	当該工事の県内企業の活用状況（元請け及び1次下請）	県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	1.5
		県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	1
		県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上	0.75
		県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満	0.5
		県内企業活用金額率50%未満	0

*新型コロナウイルス感染拡大防止対策等による活動機会の減少のため、ボランティア活動の対象期間を当面の間「1か年度以内」を「2か年度以内」とする。

（※注） □ 流域浄水事務所管内：

岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町

5 技術提案・技術所見

本工事については、技術所見の評価は行いません。

6 落札者の決定

① 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする。
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

② 評価値及び落札者の決定（簡易型①で入札参加者が7者、23.5点満点の例）

入札者	標準点 ①	加算点②					点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ③/④× 1,000,000	評価順位 (落札者)
		施工 能力	企業 能力	技術者 能力	地域 要件	計				
A	100.00	3.50	2.50	1.00	4.00	11.00	111.00	75,600,000	1.46825	2
B	100.00	2.00	3.50	2.50	4.00	12.00	112.00	82,600,000	1.35593	6
C	100.00	1.00	3.50	0.50	4.00	9.00	109.00	80,173,000	1.35956	5
D	100.00	-1.50	3.00	2.00	3.00	6.50	106.50	73,550,000	1.44799	3
E	100.00	2.50	1.50	1.50	3.00	8.50	108.50	84,200,000	1.28860	7
F	100.00	0.00	4.00	1.00	4.00	9.00	109.00	80,146,000	1.36002	4
G	100.00	1.50	4.50	3.00	5.00	14.00	114.00	77,400,000	1.47287	1 (落札)

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

7 実施上の留意事項

① 責任の所在とペナルティ

(簡易型①②地域型の場合)

受注者の責により、施工能力・企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定点の減点を行うものとする。